

福生市安全安心まちづくり条例

平成 21 年 3 月 31 日

条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、福生市(以下「市」という。)の区域における個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力のもと、安全で安心して生活することができるまちづくり(以下「安全安心まちづくり」という。)を推進し、もって、すべての市民が安全で安心に暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤、通学又は滞在する者をいう。

(2) 事業者等 市内で事業を営む者及び市内に所在する土地、建物、店舗、事業所等の所有者又は管理者をいう。

(基本理念)

第 3 条 安全安心まちづくりは、自らの安全は自らが守るという意識のもとに行われる市民及び事業者等の自主的な活動を基本とし、市、市民及び事業者等の責務及び市の果たす役割について、相互理解のもとに、それぞれが密接な連携を図りながら協働することにより推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、市の区域を管轄する警察署その他関係行政機関の協力を得て、市民及び事業者等と連携し、安全安心まちづくりに関する

施策を実施するものとする。

- 2 市は、安全安心まちづくりに関する活動に対し、支援及び協力を
行うよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、安全安心まちづくりについての理解を深め、日常生活における自らの安全確保に努めるとともに、安全安心まちづくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、市がこの条例に基づき実施する安全安心まちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、安全安心まちづくりについての理解を深め、その事業活動及びその所有又は管理に係る土地、建物、店舗、事業所等に関し自ら安全確保に努めるとともに、安全安心まちづくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 事業者等は、市がこの条例に基づき実施する安全安心まちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第7条 市は、市民及び事業者等が適切かつ効果的に安全安心まちづくりを推進できるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

(子ども等の安全の確保)

第8条 市、市民及び事業者等は、犯罪被害者となりやすい子ども、高齢者、障害者等の安全の確保に努めなければならない。

(福生市安全安心まちづくり協議会)

第9条 安全安心まちづくりの推進を図るため、福生市安全安心まちづくり協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、安全安心まちづくりの推進に関する基本的な事項について、市長の諮問に応じるほか、市長に対し、必要な意見を述べる

ことができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。